

- ・外国人労働者の採用から定着まで
- ・雇用管理の改善等、事業主が適切に対処するための指針

外国人雇用管理セミナー

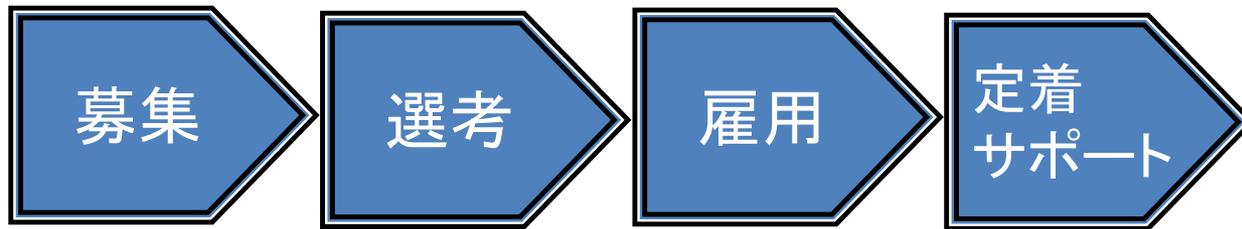
2025年6月12日(木)



厚生労働省 ハローワーク福岡中央
福岡外国人雇用サービスセンター

目次

■外国人労働者の採用から定着までの流れ



■雇用管理の改善等、事業主が適切に対処するための指針

■【参考】統計データ等

■ 外国人労働者の採用から定着までの流れ



募集

1

事前準備

- 採用ターゲットを明確にする
- 雇用できる在留資格の確認
- 業務に必要な日本語能力の確認
- サポート体制の構築
- 現場レベルでの理解を深めておく

2

募集（求人票の提出）

①事前準備

募集

選考

雇用

定着
サ
ポート

業務内容の
詳細

期待する役割

外国人雇用を
行う目的

業務上必要な
スキル

キャリアパス

採用ターゲットを明確にする

①事前準備

募集

選考

雇用

定着
サ
ポート

雇用できる在留資格の確認

エンジニアとして採用したい、海外取引を担当してもらいたい、工場内の作業に従事してもらいたい、等

どのような在留資格が対象
となりえるのか？
確認しておきましょう！



①事前準備

募集

選考

雇用

定着
サ
ポート

業務に必要な日本語能力の確認

「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」

それぞれどの程度の能力が必要か
明確にしておく

就労場面で必要な日本語能力の目標設定ツール

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18220.html



①事前準備

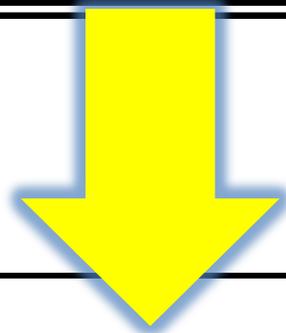
募集

選考

雇用

定着
サ
ポート

日本語能力 と 業務遂行能力は
比例していない



最初から日本語能力を高く設定しすぎると
採用の幅が狭まる

①事前準備

募集

選考

雇用

定着
サ
ポート

サポート体制の構築

受入体制が整っていなかったことが理由で日本語能力が高い外国人でも早期退職となるケースは多い

- ・メンターによる日々の業務や生活支援
- ・その他、相談できる窓口の設置
- ・研修計画

①事前準備

募集

選考

雇用

定着
サ
ポート

現場レベルでの理解を深めておく

- ・なぜ外国人労働者の雇用が必要なのか
- ・外国人労働者雇用により期待する効果
- ・どの部署に配属するのか
- ・現場を含め全社でのサポートのお願い

外国人労働者雇用における採用方針を
社内で共有しておく

■ 外国人労働者の採用から定着までの流れ

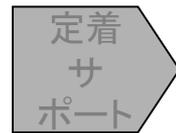


選考

1 外国人に考慮した対応が可能か

2 面接での注意点

①外国人に考慮した 対応が可能か



～ 外国人が就職活動で困ったこと ～

履歴書の書き方が難しい



ローマ字や代筆可などの
配慮を行う

日本語での筆記試験が
難しい



母国語、または漢字にひらがなでルビをふるなど

日本式の面接に緊張して
しまう、
日本語能力が乏しく対応
が難しい



母国語対応ができる社員
や、日本語ができる知人を
同席可とする

②面接での注意点

募集

選考

雇用

定着
サ
ポート

- ・面接時に在留資格について確認する際は、「口頭」や「書面(本人履歴書等)」で確認。
面接の段階で在留カードの提示は求めない。
- ・会社から渡す資料がある場合は、ひらがなでルビを振っておく。
- ・外国人応募者からの質問には、明確に回答する。

■ 外国人労働者の採用から定着までの流れ



雇用

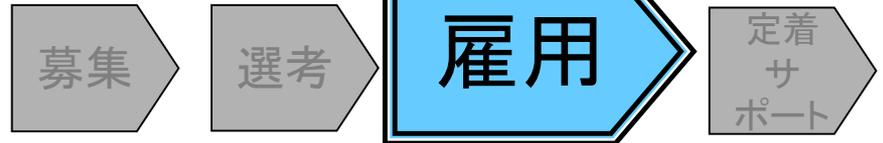
1 入社前

- 必要な説明を本人が理解できる方法で行う
- その他必要なもの
在留資格の申請・許可取得・引越サポート等

2 入社後

- 自社の就業規則や日本の雇用慣習・労働法を知ってもらう
- ハローワークへの届出
- 入社後のケアについて

①入社前



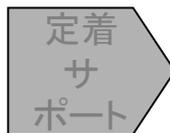
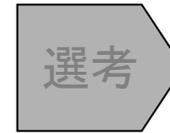
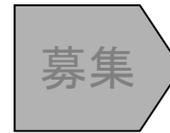
必要な説明を本人が理解できる方法で行う

- ・労働条件の明示(労働条件通知書など)
※在留資格変更申請時にも必要な場合があります。
- ・入社時に必要な書類についての説明

その他必要なサポート

- ・在留資格の申請・許可取得
- ・引越サポート

②入社後



自社の就業規則や日本の雇用慣習・ 労働法を知ってもらう

～外国人労働者の人事・労務に関する3つの支援ツールを作成しました～

<https://www.mhlw.go.jp/content/11655000/000760694.pdf>



②入社後 ～ ハローワークへの届出 ～

外国人雇用状況の届出

雇入れ時:様式第2号
離職時:様式第4号

雇用保険加入者

◀「雇用保険被保険者資格取得届」の様式（様式第2号）▶

様式第2号（新採用届） 雇用保険被保険者資格取得届

◆ 届出内容に変更があった場合は、外国人雇用状況届出担当窓口にご相談ください。
例：事業所の移転、統合、廃止/在留資格の変更/被保険者の転勤など

「17.被保険者氏名（ローマ字）」欄
届出される外国人の方の氏名を、在留カードどおりに記入してください。

「備考」欄
すでに電子届出により届出済みの場合、「雇用状況届出書（様式第3号）」によって届出済みの場合、又は在留資格変更申請中の場合に記入してください。
・電子届出によって届出済
・様式第3号によって届出済
・在留資格変更申請中

「23.在留資格」欄
在留カードの「在留資格」又は旅券（パスポート）の上陸許可証印に記載されたとおりの内容を記入してください。
在留資格が「特定技能」又は「特定活動」の場合には、以下のいずれかを記入してください。

<ul style="list-style-type: none"> ●特定技能 1号（介護） ●特定技能 1号（ビルクリーニング） ●特定技能 1号（成形材産業） ●特定技能 1号（産業機械製造業） ●特定技能 1号（電気・電子情報関連産業） ●特定技能 1号（建設） ●特定技能 1号（造船・船用工業） ●特定技能 1号（自動車整備） 	<ul style="list-style-type: none"> ●特定技能 1号（航空） ●特定技能 1号（宿泊） ●特定技能 1号（農業） ●特定技能 1号（漁業） ●特定技能 1号（飲食品製造業） ●特定技能 1号（外食業） ●特定技能 2号（建設） ●特定技能 2号（造船・船用工業）
<ul style="list-style-type: none"> ●特定活動（EPA） ●特定活動（高度学術研究活動） ●特定活動（高度専門・技術活動） ●特定活動（高度経営・管理活動） ●特定活動（高度人材の就労配偶者） ●特定活動（建設分野） ●特定活動（造船分野） ●特定活動（外国人調理師） ●特定活動（ハーフール牛肉生産） 	<ul style="list-style-type: none"> ●特定活動（製造分野） ●特定活動（家事支援） ●特定活動（就職活動） ●特定活動（農業） ●特定活動（日系4世） ●特定活動（本邦大学卒業者） ●特定活動（就労可） ●特定活動（その他）

17

②入社後 ～ ハローワークへの届出 ～

外国人雇用状況の届出 様式第3号

雇用保険加入
対象外の方

- 「①外国人の氏名（ローマ字）」欄**
 届出される外国人の方の氏名を、在留カードどおりに記入してください。
- 「②①の者の在留資格」欄**
 在留カードの「在留資格」又は旅券(パスポート)上の上陸許可証印に記載されたとおりの内容を記入してください。
 また、在留資格が「特定技能」又は「特定活動」の場合には以下のいずれかを記入してください。
 - 特定技能1号(介護)
 - 特定技能1号(ヒルクリーンング)
 - 特定技能1号(造船材産業)
 - 特定技能1号(定常編組製造業)
 - 特定技能1号(電気・電子情報関連産業)
 - 特定技能1号(建設)
 - 特定技能1号(造船・船用工業)
 - 特定技能1号(自動車整備)
 - 特定技能1号(航空)
 - 特定技能1号(農林)
 - 特定技能1号(漁業)
 - 特定技能1号(飲食料品製造業)
 - 特定技能1号(外食業)
 - 特定技能2号(建設)
 - 特定技能2号(造船・船用工業)
 - 特定活動(ワーキングホリデー)
 - 特定活動(EPA)
 - 特定活動(高度学術研究活動)
 - 特定活動(高度専門・技術活動)
 - 特定活動(高度経営・管理活動)
 - 特定活動(高度人材の就労配属者)
 - 特定活動(建設分野)
 - 特定活動(造船分野)
 - 特定活動(外国人訓練師)
 - 特定活動(ハフール牛肉生産)
 - 特定活動(製造分野)
 - 特定活動(就労活動)
 - 特定活動(家事支援)
 - 特定活動(農業)
 - 特定活動(日英4世)
 - 特定活動(本邦大学卒業生)
 - 特定活動(就労可)
 - 特定活動(その他)
- 「②①の者の資格外活動許可の有無」欄**
 在留資格「留学」など資格外活動許可を受けるべき者である場合に記入してください。
- 「雇入れ年月日・離職年月日」欄**
 届出期限内に離職した場合は、雇入れ年月日と離職年月日の両方を記入してください。また、届出期限内に複数回にわたって雇入れ・離職した場合は、まとめて記入してください。
- 「雇入れ又は離職に係る事業所」欄**
 外国人が就労する事業所(支店、店舗、工場など)を記入してください。
 なお、当該事業所が雇用保険適用事業所である場合には、適用事業所番号を記入してください。
- 「主たる事務所」欄**
 「雇入れ又は離職に係る事業所」が支店、店舗、工場などである場合には、本社や雇用保険適用事業所を記入してください。

<「外国人雇用状況届出書」の様式(様式第3号)>

様式第3号(第10条関係)(表紙) **届出事項を記入**

雇入れ 離職 に係る外国人雇用状況届出書

フリガナ(カタカナ)	姓	名	ミドルネーム
①外国人の氏名(ローマ字)			
②①の者の在留資格		③①の者の在留期間(附帯)(西暦)	年 月 日 まで
④①の者の生年月日(西暦)	年 月 日	⑤①の者の性別	1 男 ・ 2 女
⑥①の者の国籍・地域		⑦①の者の資格外活動許可の有無	1 有 ・ 2 無
⑧①の者の在留カードの番号(在留カードの右上に記載されている10桁の英数字)			

雇入れ年月日(西暦) 年 月 日 離職年月日(西暦) 年 月 日

労働基準の総合的な遵守並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第10条第3項の規定により上記のとおり届けます。

事業主 氏名

事業所の名称(名称) (所在地)

所在地、電話番号(所在地)

主たる事務所(名称) (所在地)

雇用保険適用事業所番号

雇入れ又は離職に係る事業所

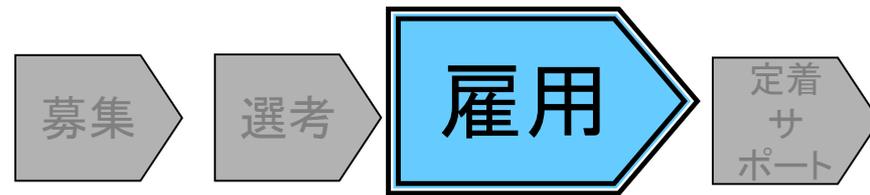
雇用保険適用事業所番号

派遣・請負労働者に係る届出の場合

派遣の場合、「雇入れ又は離職に係る事業所」欄には派遣先ではなく派遣元の事業所を記入し、□に✓を入れてください。

請負業者が雇用される労働者が、注文主の事業所等で就労する場合、「雇入れ又は離職に係る事業所」欄には請負業者の事業所を記入し、□に✓を入れてください。

②入社後



入社後すぐのケアが重要

- ・メンターによるもの ⇒ 定期的な面談や声かけ
- ・会社イベントや近隣のコミュニティへの参加呼びかけ
- ・会社トップからによるもの ⇒ 特に意見を求めることが重要。会社のトップの方が本人の意見を聞いてくれることが、モチベーションとなる場合が多い。

■外国人の採用から定着までの流れ

定着
サポート

1

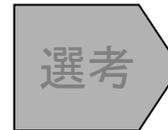
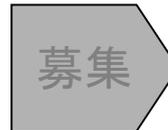
考察

- ・早期退職率について
- ・メンバーシップ型とジョブ型雇用
- ・日本企業の課題

2

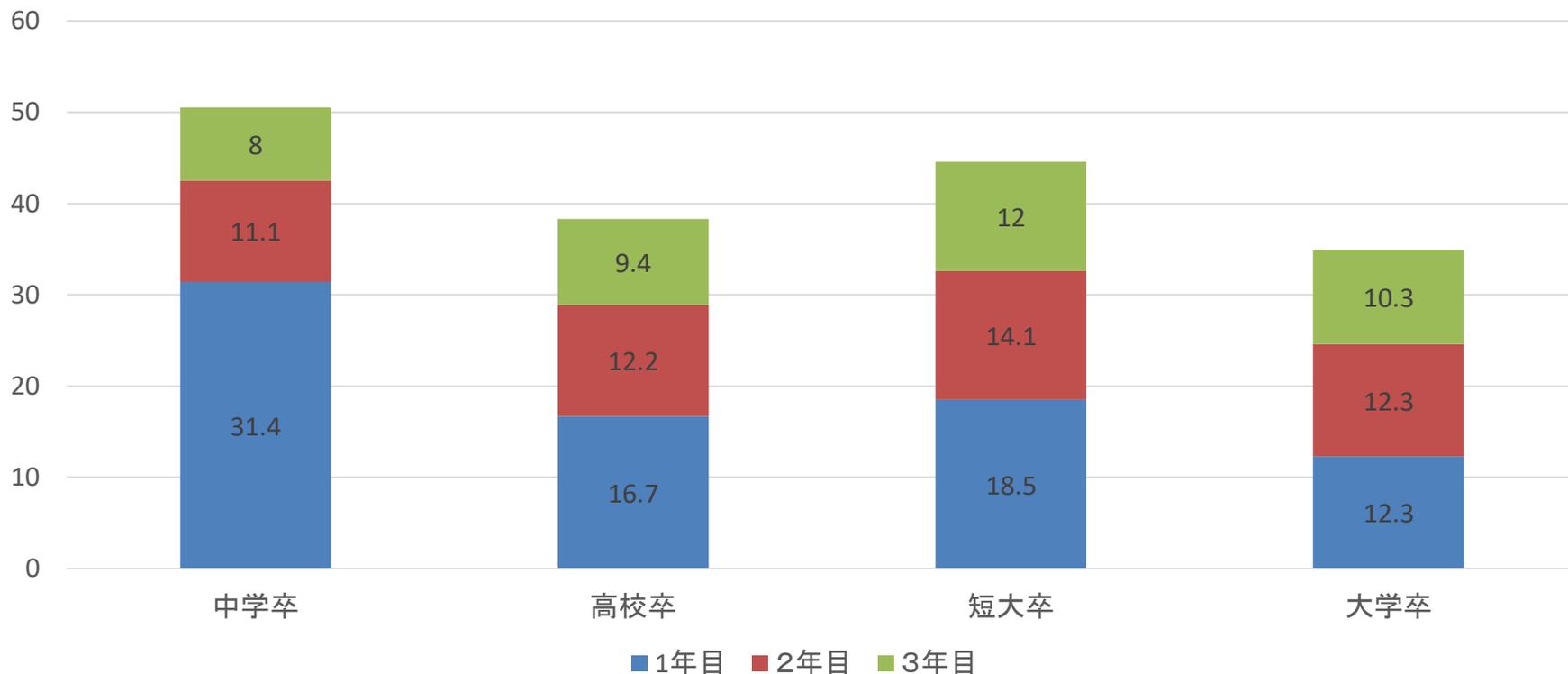
定着についての考察まとめ

① 考察



早期退職率について

令和3年3月新規学卒就職者の離職率



(資料出所) 厚生労働省職業安定局集計

Copyright © 2025 Fukuoka Employment Service Center for Foreigners All Rights Reserved.

① 考察

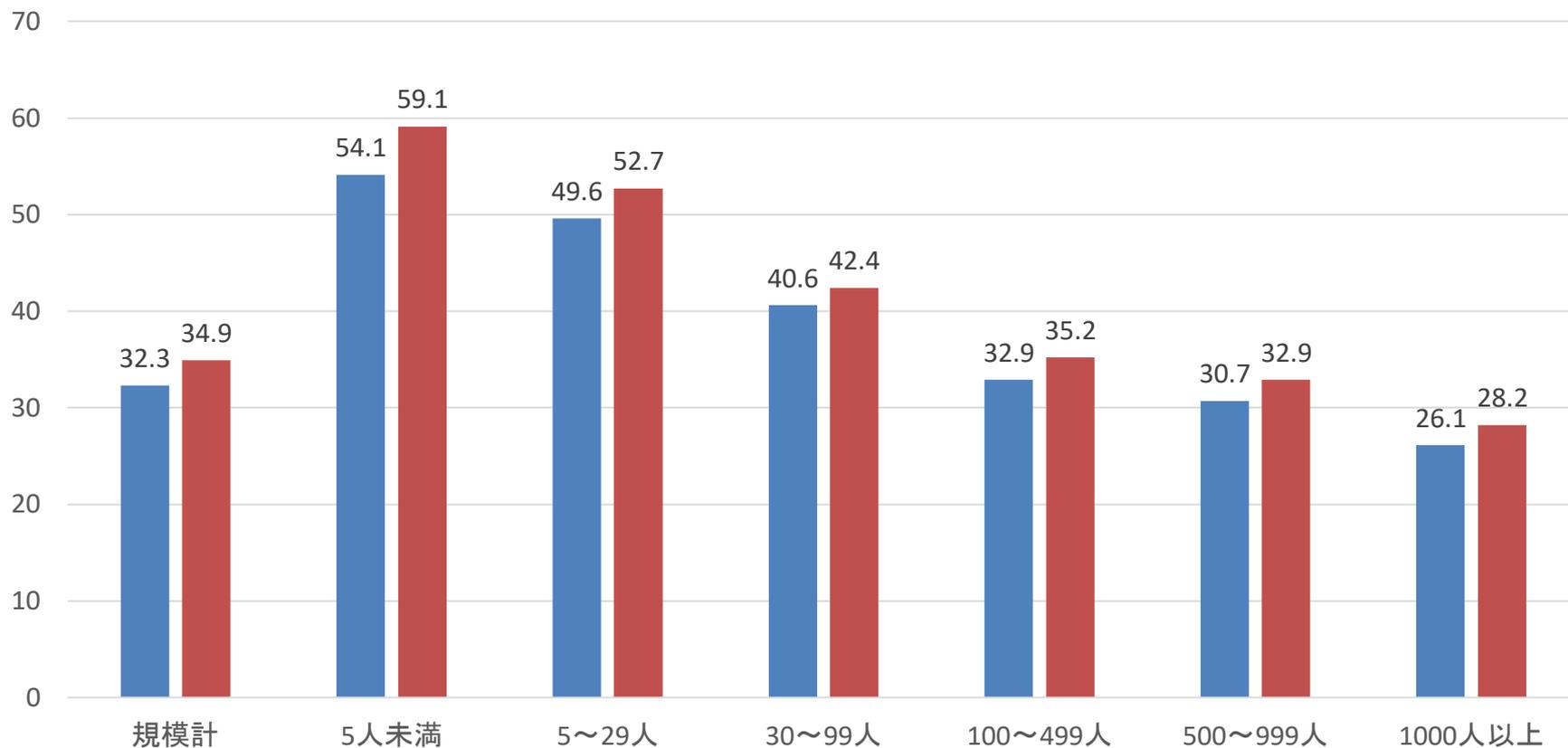
募集

選考

雇用

定着
サポート

新規大卒就職者の事業所規模別就職後3年以内の離職率



(資料出所) 厚生労働省職業安定局集計

■ 令和2年3月卒 ■ 令和3年3月卒

① 考察

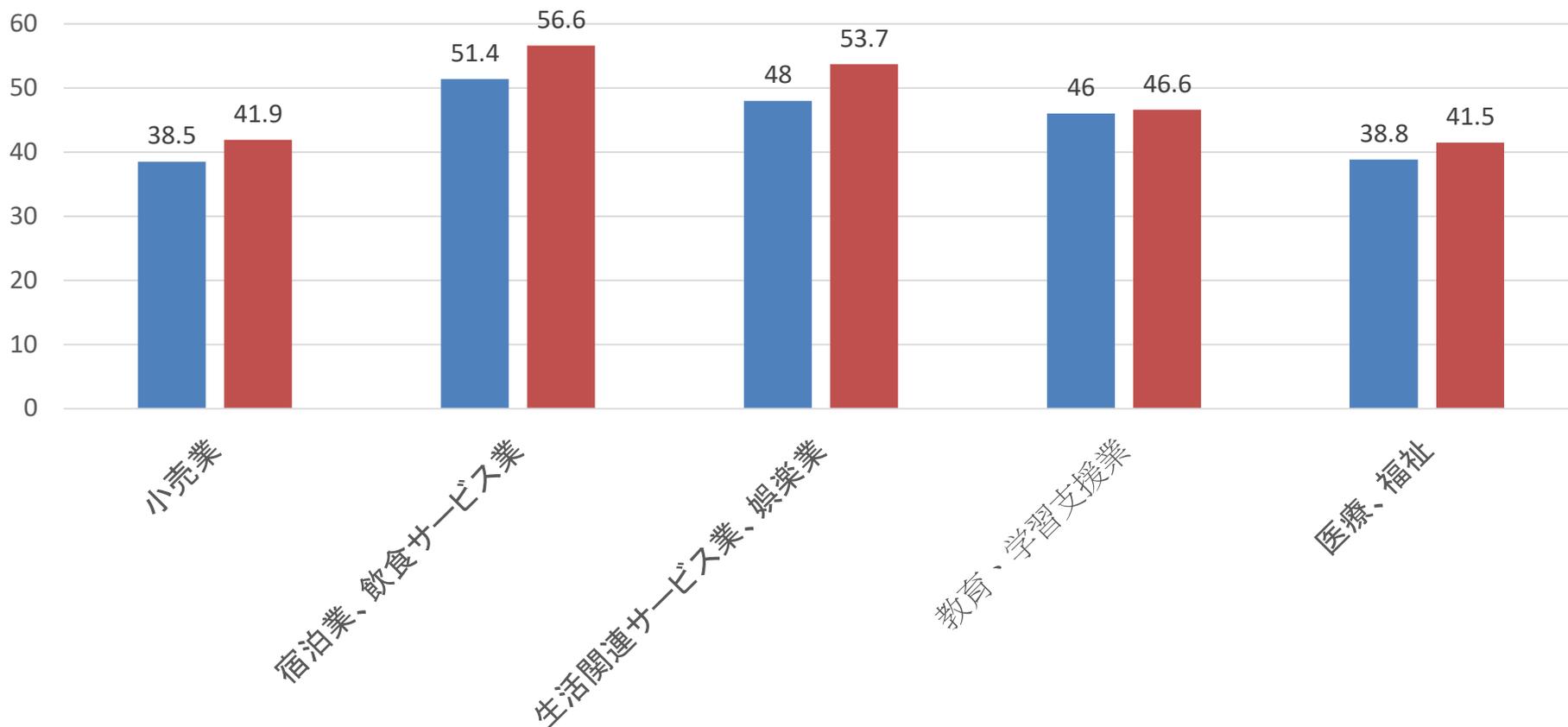
募集

選考

雇用

定着
サポート

新規大卒就職者の産業別就職後3年以内の離職率 上位5産業



(資料出所)厚生労働省職業安定局集計

■ 令和2年3月卒

■ 令和3年3月卒

① 考察

募集

選考

雇用

定着
サポート

主な日本企業

メンバーシップ型

仕事ではなく人が
ベース

入社してからの配属は明確になら
ず、採用後に育成

主な外国企業

ジョブ型

人ではなく仕事が
ベース

入社後の業務が明確。
即戦力になる人材を採用

メンバーシップ型の良いところを活かしつつ
ジョブ型のようにキャリアパスを提示することが
必要

① 考察

募集

選考

雇用

定着
サポート

日本企業の課題

- 職場の社員の価値観が単一的でイノベーションが生まれにくい
- 若年層社員の希望に見合った昇給や昇格となっているかわかりにくい
- 採用時や入社時に完璧な日本語を求める

②定着についての考察 まとめ

募集

選考

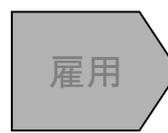
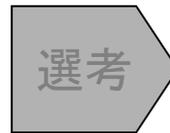
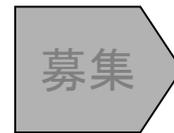
雇用

定着
サポート

日本企業の強みは 「人材育成」

- ・日本的なやり方にこだわらず中間点を探る
- ・日本人社員も異文化や英語を勉強する
- ・若い世代の日本人も仕事に対する意識は外国人と共通する部分が多い
- ・母国に帰ったあともビジネス連携などで繋がることもできる

②定着についての考察 まとめ



【外国人労働者の定着や雇用管理に役立つ冊子など】

成功例やヒントが記載されています。ご参照ください。

- ・ 高度外国人人材にとって魅力ある就労環境を整備するために雇用管理改善に役立つ好事例集（厚生労働省）



<https://www.mhlw.go.jp/content/000541599.pdf>

- ・ 外国人の活用好事例集 ～外国人と上手く協働していくために～（厚生労働省）



<https://www.mhlw.go.jp/content/000541696.pdf>

■外国人雇用管理指針について

■雇用管理の改善等、事業主が適切に対処するための指針

1 義務と努力義務について

2 特に留意していただきたい事項

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び 職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）

（第7条）

・事業主は、その雇用する外国人がその有する能力を有効に発揮できるよう、職業に適応することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善を図るとともに、解雇等で離職する場合の再就職援助に努めなければならない。

（第8条）

・厚生労働大臣は、前条（第7条）に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする

①義務と努力義務について

義務とは

しなくてはならない、してはならない等、
法律上定められているもの

・労働施策の総合的な推進並び
に労働者の雇用の安定及び職
業生活の充実等に関する法律

- ・職業安定法
- ・労働者派遣法
- ・雇用保険法
- ・労働基準法

- ・最低賃金法
- ・労働安全衛生法
- ・労働者災害補償保険法
- ・労働契約法
- ・労働組合法
- ・男女雇用機会均等法
- ・健康保険法
- ・厚生年金保険法

等。

①義務と努力義務について

努力義務とは

「～するよう努めなければならない」等と
法制上規定されたもの

努力義務に従わなくても刑事罰や過料等の法的制裁を受けるものではない



外国人労働者における健全な雇用や定着等
において
非常に重要なポイントとなる内容

①義務と努力義務について

雇用時の一例

義務

～ 明示 ～

賃金、労働時間等の労働条件について、内容を明らかにした書面等を交付しているか

努力義務

～ (労働者)理解 ～

その際、モデル様式の活用及び母国語や平易な日本語等での説明により、外国人労働者が理解できるよう努めているか

②特に留意していただきたい事項

健全な職業紹介事業者等の利用

事業主は、外国人労働者のあっせんを受ける場合には、職業安定法等の定めるところにより、無料の職業紹介事業を行う地方公共団体又は職業紹介事業の許可を受けている者若しくは届出を行っているものから受け、外国人労働者と違約金若しくは保証金の徴収等に係る契約を結ぶ等、同法に違反する者または労働者派遣法に違反する者からは受けないこと。

人材サービス総合サイト



<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/GICB101010.do?action=initDisp&screenId=GICB101010>

②特に留意していただきたい事項

公的年金の脱退一時金の説明

事業主は
公的年金の被保険者期間が一定期間以上の
外国人労働者が帰国する場合
脱退一時金の支給を請求し得る旨説明するとともに
年金事務所等の関係機関の窓口を教示するよう努
めること

脱退一時金を請求する方の手続き

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/sonota-kyufu/20140710.html>



セミナー参考資料

外国人雇用管理指針 全文

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601382.pdf>



外国人雇用はルールを守って適正に

※外国人雇用状況の届出についての詳細が記載されています

<https://www.mhlw.go.jp/content/000603552.pdf>

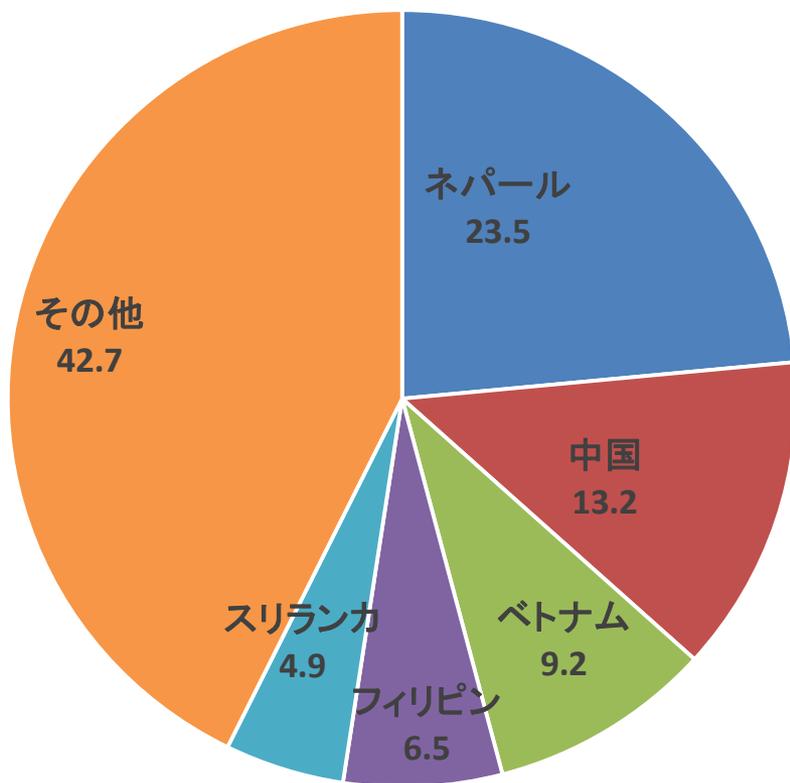


■ 【参考】統計データ等

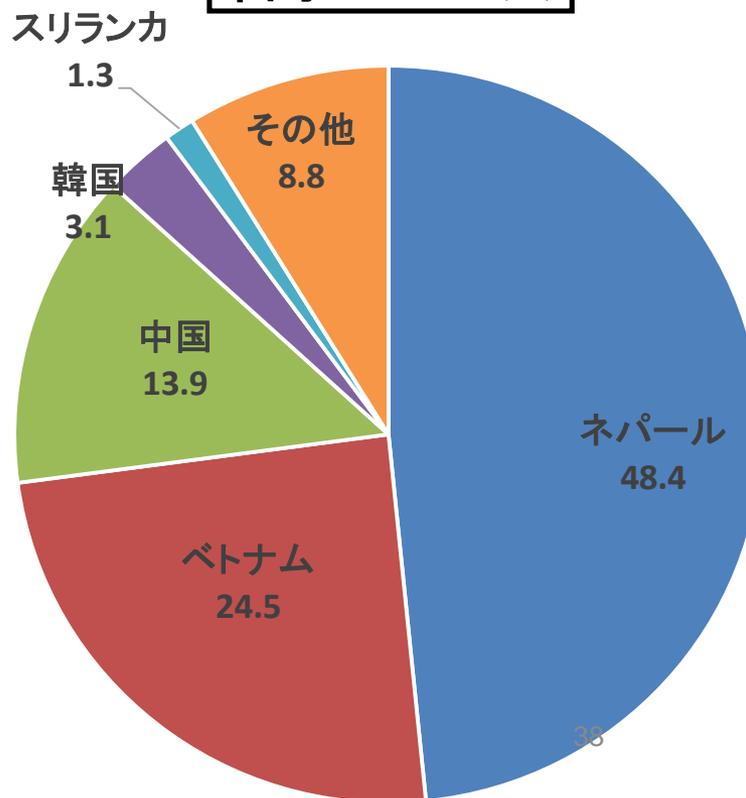
福岡外国人雇用サービスセンター

R6年度 国籍別 新規求職者数

一般外国人: 1,170人



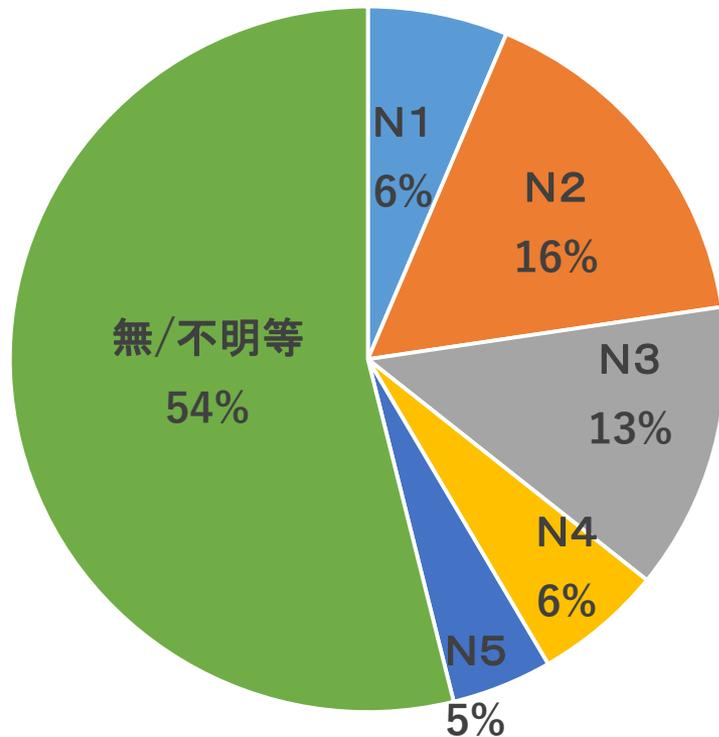
留学生: 800人



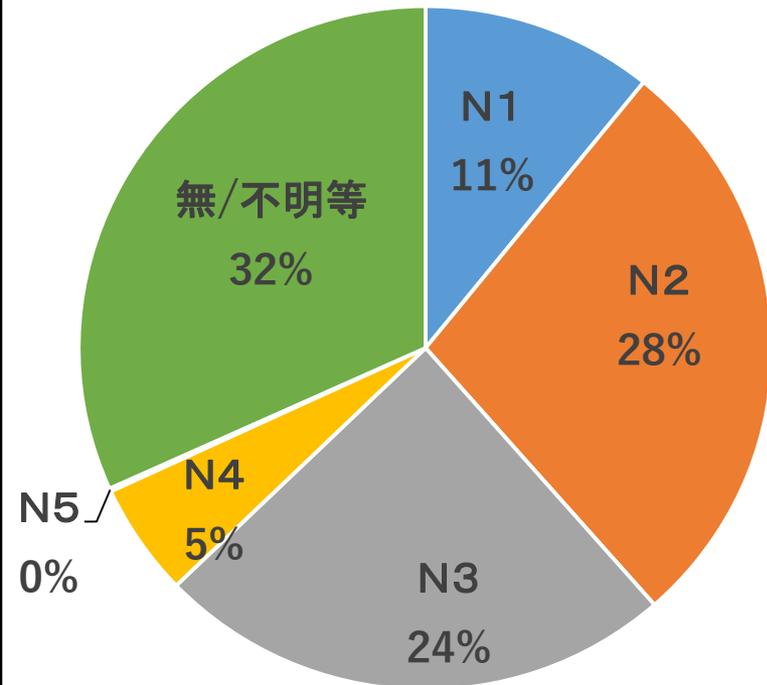
福岡外国人雇用サービスセンター

R6年度(～2月) 日本語能力レベル

一般外国人: 1,080人



留学生: 752人



資料出所: 福岡外国人雇用サービスセンター調べ

令和6年度：外国人留学生数

〈 外国人留学生数 上位3都府県 〉

1位	東京	75,175人	(R5.5.1より約19%増)
2位	大阪	20,204人	(R5.5.1より約19%増)
3位	福岡	14,418人	(R5.5.1より約26%増)

〈その他の県〉

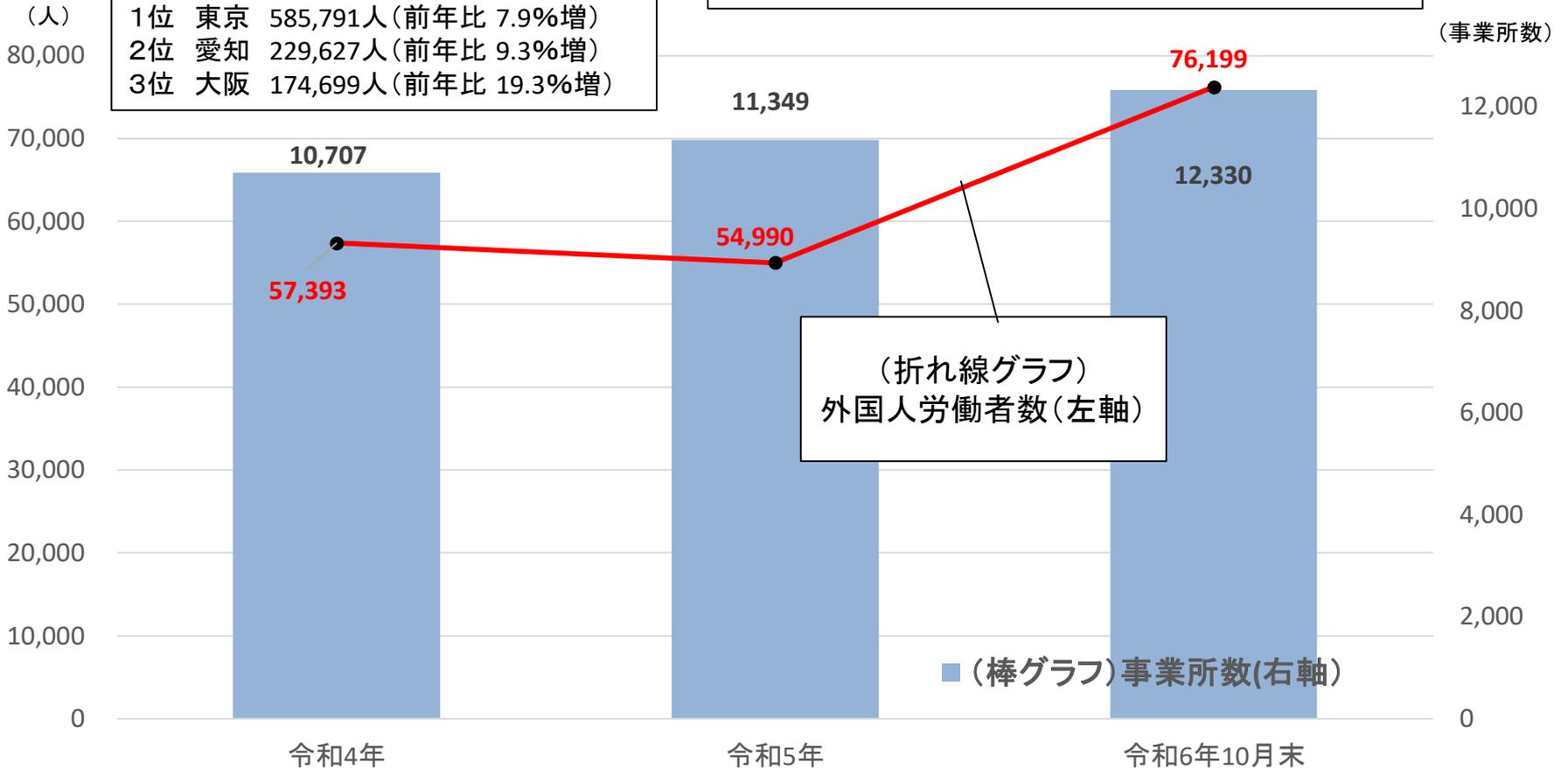
大分	3,611人	(R5.5.1より約7%増)
沖縄	2,020人	(R5.5.1より約83%増)
長崎	1,951人	(R5.5.1より約4%増)
鹿児島	1,258人	(R5.5.1より約4%増)
熊本	1,248人	(R5.5.1より約18%増)
佐賀	675人	(R5.5.1より約32%増)
宮崎	540人	(R5.5.1より約12%増)

福岡県 外国人労働者の状況

外国人労働者数が多い上位3都府県

- 1位 東京 585,791人(前年比 7.9%増)
- 2位 愛知 229,627人(前年比 9.3%増)
- 3位 大阪 174,699人(前年比 19.3%増)

外国人労働者数 : 福岡8位(前年比17.2%増)



資料出所: 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況(令和3年10月末現在)

②福岡外国人雇用サービスセンター案内

福岡外国人雇用サービスセンター
ホームページ



LINEによる求職者・事業所向けの
情報発信をしています。



- ・外国人雇用管理アドバイザーによる在留資格に関する相談(予約制)
- ・外国人雇用管理セミナーの開催(四半期に1回、オンライン開催)
- ・ミニ面接会
- ・外国人雇用に関する指導・援助・求人開拓
- ・定着支援